

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 土地改良区の役員^(一)の就退任

新たに^(二)行おうとする土地改良事業計画の適否の決定

保安林の指定の解除

開発行為^(三)に関する工事の完了

麻^(四)の指定の一部改正

◇ 公 告 採石業務管理者試験の合格者

告 示

鳥取県告示第五百十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定に基づき、次のとおり土地改良区から役員が退任し、又は就任した旨の届

出があつたので、同条第十七項の規定により告示する。

昭和五十四年六月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

北条砂丘土地改良区

退任した役員^(一)の氏名及び住所

理事 加藤 一夫 東伯郡北条町大字江北六一三

清水 孝志 一七二八一三

磯 江 稔 一九八八

野 嶋 稔 国坂五三五

井 上 君 男 二五八

原 田 仙 松 弓原三〇三

森 本 重 夫 北尾一三二

浜 本 早 太 郎 弓原六一二

石 賀 十 七 一 下神七三六一

根 鈴 一 雄 松神七六四

西 山 孝 大栄町大字東園四〇八

田 中 貢 西園一、一八六

吉 田 重 美 一、一六三

吉 田 貢 由良宿二、一六二

福 島 勝 人 一、二二一

田 村 淳 之 助 妻波七二九

任期満了により退任

北条砂丘土地改良区

就任した役員の名及び住所

理事 加藤 一夫 東伯郡北条町大字江北六一三

清水 孝志 一七二八一三

淀瀬 博行 二、〇九二

野嶋 稔 国坂五三五

井上 君男 二五八

浜本 昭 弓原四一〇

磯江 伸寿 北尾四三八

浜本 早太郎 弓原六一二

石賀 十七一 下神七三六一

根鈴 一雄 松神七六四

西山 孝 大栄町大字東園四〇八

田中 貢 西園一、一八六

吉田 重美 一、一六三

吉田 貢 由良宿一、一六二

竹歳 幹男 一、八六一

田村 淳之助 妻波七二九

同日就任 任期三年

北条砂丘土地改良区

就任した役員の名及び住所

監事 磯江 茂 東伯郡北条町大字江北五八二

昭和五十四年四月三十日開催の通常総代会において補欠選挙の結果当選し、同日就任 任期昭和五十六年四月三十日

千代水土地改良区

退任した役員の名及び住所

理事 太田 豊三 鳥取市晩稻二三三

松本 義雄 南隈六〇

坂本 条太郎 秋里八六七

田村 政信 南隈三七

水口 源太郎 湯所町一丁目六一七

川上 博永 安長三五六一

山根 茂 徳吉一七一

山本 清勝 安長三六四

細田 茂雄 三四三一二

木村 義厚 秋里八五六

松村 康夫 賀露町八七二

石原 善雄 岩吉二三〇

小谷 貞一 徳尾二五

前田 義雄 古海八三三一六

水口 有男 松並町二丁目六七〇

奥田 亀寿 西品治六四一

山田 峯蔵 六一六一九

高村 光輝 晩稻二三九

坪内 佑尊 安長三四三

任期満了により退任

千代水土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	太田 豊三	鳥取市晚稻二二三
"	山根 茂	徳吉一七一
"	川上 桑男	安長五六五
"	上山 国男	三五九
"	澤 利彦	三〇九一
"	木村 義厚	秋里八五六
"	木村 茂春	八四六
"	徳持 潔	南隈六四
"	徳村 栄蔵	五六
"	松村 康夫	賀露町八七二
"	石原 善雄	岩吉二三〇
"	小谷 貞一	徳尾二五
"	前田 義夫	古海八三三一六
"	水口 源太郎	湯所町一丁目六一七
"	水口 有男	松並町二丁目六七〇
"	奥田 亀寿	西品治六四一
"	山田 峯蔵	六一六一九
"	高村 光輝	晚稻二三九
"	徳田 薫	安長三六二
"	山根 基雄	徳吉一六五

昭和五十四年三月三十日開催の総代会において総選挙の結果当選し、同年四月六日就任 任期二年

秋里江津土地改良区

就任した役員の氏名及び住所

理事	沢田 一夫	鳥取市江津六八八
"	米沢 幸美	四〇四
"	田中 稔	六三九合併地
"	山根 徳次	六四〇合併地
"	米沢 直義	六三六
"	木下 久七	四一〇
"	小谷 善之	秋里八〇九
監事	山形 研太郎	八二〇
"	松下 清勝	八一四
任期満了により退任	松本 清勝	江津六二八
秋里、江津土地改良区	就任した役員の氏名及び住所	
理事	沢田 一夫	鳥取市江津六八八
"	米沢 直義	四一〇
"	米沢 政美	六四一
"	新田 忠夫	六九〇
"	米山 洋	六八九
"	小谷 善之	秋里八二〇

“ 吉田利明 “ 八〇二
 監 事 山形 研太郎 “ 八一四
 “ 松下清勝 “ 江津六二八
 昭和五十四年四月八日開催の通常総会において総選挙の結果当選し同月十七日就任 任期二年

会见地区土地改良区

退任した役員の氏名及び住所

理事 前谷 光久 西伯郡西伯町大字福成一、〇八二
 昭和五十四年五月十八日死亡により退任

鳥取県告示第五百十九号

昭和五十四年四月二十日付けで西伯町土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(西伯(落合)地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年六月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書及び定款の写し

- 二 縦覧に供する期間
昭和五十四年六月十三日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
西伯町役場及び西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地 西伯町土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百二十号

昭和五十四年四月二十日付けで西伯町土地改良区から申請のあつた新たに行おうとする土地改良(西伯(伐株)地区ほ場整備)事業計画については、審査した結果適当と認めたので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十四年六月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

- 一 縦覧に供する書類
- 土地改良事業計画書及び定款の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和五十四年六月十三日から二十日間

三 縦覧に供する場所

西伯町役場及び西伯郡西伯町大字法勝寺三七二番地 西伯町土地改良

区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

昭和五十四年六月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除に係る保安林の所在場所

八頭郡若桜町大字来見野字横住一三四六の一、一三四六の六（以上二筆について、次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

なだれの危険の防止

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第五百二十二号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十四年六月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十七年四月二十七日 鳥取県指令受都計第三十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市大杙字堤谷及び字下ゴッソリ（三工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市瓦町二五九番地

日本土地株式会社

代表取締役 岸本友末

鳥取県告示第五百二十三号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号（^{かい}解の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十四年六月十二日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

「鳥取県教育研修センター 鳥取市湖山町大字下浜一、一九四の二二三」を「鳥取県教育研修センター 鳥取市湖山町北五丁目二〇一」に、「鳥取県浜村警察署 気高郡気高町大字浜村字猫石二二三の二」を「鳥取県浜村警察署 気高郡気高町大字浜村字西浜一―Bの一」に改める。

公 告

昭和54年6月5日に実施した採石業務管理者試験に合格した者は、次のとおりである。

昭和54年6月12日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

2	小林清	3	岡田浩四郎	4	小林高勝
7	川田時雄	10	中山弘美	12	那須重善
16	竹内豊一	21	小谷守	24	徳重善清
28	橋内信幸	29	松岡範一	30	中福本助三郎
37	吹野敏明	38	福本敏光	44	福内藤
49	山根恭悦	53	長谷川義光	55	内藤利

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月千円(送料を含む。)】